



賃上げに向けた収益力強化補助金 のご案内

石川県 商工労働部 労働企画課

目次

1. はじめに
2. 補助対象事業者
3. 補助対象要件
4. 補助対象事業
5. 補助対象経費
6. 交付申請時の提出書類
7. 実績報告時の提出書類
8. 本補助金のスケジュール
9. ワンストップ窓口について

補助制度の概要

- 深刻な人手不足や物価高により、県内企業が厳しい環境にある中、先般の最低賃金引き上げへの対応に加え、**令和8年春、そして今後も継続的な賃上げが求められる状況**にあります。
- 物価高騰など厳しい状況下においても、**賃上げを行い（又は継続し）、生産性向上や収益力強化に取り組む中小企業・小規模事業者を支援**します。

事業概要

本補助金の目的	令和8年春に賃上げを実施する（実施することを決断した）企業が、今後も持続的な賃上げと成長を実現できるよう、企業の「稼ぐ力」の強化（生産性向上や収益力強化）を支援 するものです。	
公募スケジュール	申請受付開始日	令和8年2月20日（金）
	受付締切日	令和8年4月30日（木）【当日消印有効】
	申請方法	補助金事務局宛てに郵送
	事業実施期間	交付決定以降 令和9年1月29日（金）まで

2. 補助対象事業者

補助対象事業者・補助率・補助金額

- 石川県内に本社または主たる事業所を有する**中小企業者**（小規模事業者含む）であること

補助対象事業者		補助率	補助金額
中小企業者	製造業・その他	2/3	(上限) 600万円
	卸売業		
	小売業		
	サービス業		
上記中小企業者のうち、以下に該当する者を小規模事業者とします。			
小規模事業者	商業・サービス業 (宿泊・娯楽業除く)	3/4	(下限) 30万円
	サービス業のうち 宿泊業・娯楽業		
	製造業その他		

賃金引上げ要件①

- 賃上げ対象期間（**令和8年1月1日から令和8年9月30日**）の間に、**一人当たり平均給料**を、**令和7年12月支給分**と比較して**4%以上増加**させること。

※ただし、令和7年度中に大幅な賃上げを実施した企業を支援する観点から、**令和7年1月1日から令和8年9月30日までの間に一人当たり平均給料**を、**令和6年12月支給分**と比較して**8%以上増加**させた場合も**対象**とします。

一人当たり平均給料とは

一人当たり平均給料は、
「**給料**／**全従業員数**」で算出します

全従業員数の定義

雇用保険に加入している者（事業所別被保険者台帳に記載されている者）
・役員・時短勤務者（1週間当たりの所定労働時間が20時間未満等）は含みません。
・**賃上げ対象期間の前と後の両期間に在籍する従業員を対象**として算定します。
※役職定年制度等の理由により、前年度から著しく給与の減少があった従業員は、算定から除くことを認めます。

給料の定義

基本給のみが対象
・諸手当（職務手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、時間外勤務手当等）、福利厚生費、賞与、退職金は除きます。
・時間給の労働者がいる場合は、月給の労働者も含め時間給を対象とします。

3. 補助対象要件

賃金引上げ要件②

賃上げ対象期間前後での比較方法（具体的な事例）

≪例1≫ 令和8年5月に4%の賃上げを実施する場合

賃上げ前	令和7年12月支給分	賃上げ後	令和8年5月支給分
社員氏名	基本給（円）	社員氏名	基本給（円）
A職員	200,000	A職員	210,000
B職員	230,000	B職員	240,000
C職員	220,000	C職員	230,000
一人当たり平均給料	216,667	一人当たり平均給料	226,667
賃上げ率	$(226,667 - 216,667) / 216,667 * 100 = 4.615\%$		

≪例2≫ 令和7年9月に5%の賃上げを実施し、令和8年5月に3%の賃上げを実施する場合

賃上げ前	令和6年12月支給分	賃上げ後①	令和7年9月	賃上げ後②	令和8年5月支給分
社員氏名	基本給（円）	社員氏名	基本給（円）	社員氏名	基本給（円）
D職員	250,000	D職員	263,000	D職員	271,000
E職員	260,000	E職員	273,000	E職員	282,000
F職員	265,000	F職員	279,000	F職員	284,000
一人当たり平均給料	258,333	一人当たり平均給料	271,667	一人当たり平均給料	279,000
賃上げ率	$(279,000 - 258,333) / 258,333 * 100 = 8.000\%$				

3. 補助対象要件

賃金引上げ要件③

賃上げ対象期間前後での比較方法（具体的な事例）

≪例3≫ 令和7年9月に8%の賃上げを実施し、令和8年度は賃上げを実施しない場合

賃上げ前	令和6年12月支給分	賃上げ後	令和7年9月支給分
社員氏名	基本給（円）	社員氏名	基本給（円）
G職員	250,000	G職員	270,000
H職員	260,000	H職員	281,000
I職員	265,000	I職員	286,500
一人当たり平均給料	258,333	一人当たり平均給料	279,167
賃上げ率	$(279,167 - 258,333) / 258,333 * 100 = 8.064\%$		

≪例4≫ 令和7年10月に4%の賃上げを実施し、それ以降は賃上げを実施しない場合

賃上げ前	令和6年12月支給分	賃上げ後	令和7年10月支給分
社員氏名	基本給（円）	社員氏名	基本給（円）
J職員	250,000	J職員	260,000
K職員	260,000	K職員	271,000
L職員	265,000	L職員	276,000
一人当たり平均給料	258,333	一人当たり平均給料	269,000
賃上げ率	$(269,000 - 258,333) / 258,333 * 100 = 4.129\%$		

この場合は、2年間で8%要件を満たしていないので補助対象となりません。

3. 補助対象要件

経営計画策定要件①

- 商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関とともに**経営計画を策定**し、持続的な賃金の引上げのために、生産性向上や収益力強化に取り組むこと。

認定経営革新等支援機関

中小企業庁 認定経営革新等支援機関
検索システム

都道府県から探す

認定経営革新等支援機関検索システムでは、認定支援機関の情報を検索していただけます。
令和4年度に実施した認定経営革新等支援機関による優良取組事例集はこちら

■ 中部エリア
富山県 > 石川県 >
岐阜県 > 愛知県 >
三重県 >

■ 北海道・東北
北海道 >
岩手県 >
秋田県 >
福島県 >

■ 関東エリア
茨城県 > 栃木県 >
群馬県 > 埼玉県 >
千葉県 > 東京都 >
神奈川県 > 新潟県 >
山梨県 > 長野県 >
静岡県 >

■ 中国エリア
鳥取県 > 島根県 >
岡山県 > 広島県 >
山口県 >

■ 九州・沖縄エリア
福岡県 > 佐賀県 >
長崎県 > 熊本県 >
大分県 > 宮崎県 >
鹿児島県 > 沖縄県 >

■ 四国エリア
徳島県 > 香川県 >
愛媛県 > 高知県 >
福岡県 > 奈良県 >
和歌山県 >

検索条件

検索条件をクリア

地域

都道府県 石川県

キーワード

キーワード

認定支援機関種別

- 税理士（法人含む） 公認会計士（法人含む） 弁護士（法人含む） 中小企業診断士
 民間コンサル（法人含む） 商工会 商工会議所 その他

認定支援機関種別（金融機関）

- 銀行・地銀 信金 信組 その他（系統金融等）

本店・支店

※金融機関の「支店」は検索できません

- 本店 支店

相談可能内容

- 創業等支援 事業計画作成支援 経営改善 事業承継 M & A
 事業再生 生産管理・品質管理 情報化戦略 知財戦略 販路開拓・マーケティング
 マッチング 産学官等連携 人材育成 人事・労務 海外展開等
 B C P 作成支援 物流戦略 金融・財務

支援可能業種

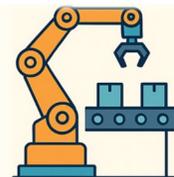
この条件で検索する

補助対象事業について

- 補助対象となる持続的な賃上げや付加価値の拡大につながる、生産性向上や収益力強化を図る事業（取組）の具体例は、以下のとおりです。

生産性向上
・
収益力強化
を図る事業

○ 自動ロボットアームを導入し、生産プロセスを省力化



○ 旧型機械を省エネ・高効率の機械に更新

○ 販路開拓のための展示会への参加、ウェブ広告の掲載



○ 倉庫内の搬送を無人搬送車で自動化



○ 無人レジ・セルフレジの導入



○ デジタルサイネージで情報更新を自動・効率化



○ 販売・在庫管理システムを導入し受発注をデジタル化



補助対象経費について①

- 補助対象経費は次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。
 - ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定出来る経費
 - ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
 - ③ 証拠書類等によって支払金額が確認出来る経費

以下、**13項目が補助対象**となる経費です

① 施設等 整備費

補助事業のために使用される事務所・生産施設・加工施設・販売施設・共同作業場・倉庫等事業計画の実施に不可欠な建物の建設・改修に要する経費

- 例) ・生産施設、加工施設、販売施設、共同作業場、倉庫等の建築
・コンテナや倉庫の設置（工事費用・内装外装費用等含む）
・販売所等の内装の変更

② システム 構築費

補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム・ウェブサイト・ECサイト等の開発、構築、購入、借用、運用等をするために要する経費

- 例) ・生産性向上に必要な商品・サービスの受発注システムの構築費
・新たな顧客獲得など、収益力強化のために必要なECサイトや予約・顧客管理システムの構築費
・職場の環境整備に必要な労務管理システムの構築・導入費

③ 研修費

従業員の資格取得研修、マナー研修、業務に必要な各種研修等に要する経費

- 例) ・従業員が外部研修を受ける際の受講料・旅費等に要する経費
・従業員のために講師を呼んで実施する研修に係る講師謝金や会場費等に要する経費

補助対象経費について②

④ 広告宣伝・ 販売促進費

提供する製品・サービス等に係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び
媒体掲載、展示会出展等に要する経費

- 例）
- ・チラシ・カタログの外注や発送
 - ・インターネット広告、バナー広告、商品販売のための動画作成
 - ・他者の既存ECサイトサービス等の利用に係る費用
 - ・展示会への出展に係る経費（出展費、宿泊代、移動費）

⑤ 専門家経費

補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費（謝金及び旅費）

⑥ 新商品 開発費

新商品の試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良等に要する経費

- 例）
- ・新製品・商品の試作開発の原材料の購入
 - ・新たな包装パッケージに係るデザイン費用

⑦ 機械設備・ 備品購入費

補助事業のために必要な機械設備、備品の購入に要する経費
（文房具等の消耗品、単なる取替え更新などは対象外）

- 例）
- ・省力化のための生産機械
 - ・机・椅子・陳列棚・皿・コップ等の什器、レジスター、冷蔵庫、工具類等の購入費
 - ・新たなサービス提供のための製造・試作機（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）

※汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、事務用プリンター、複合機、タブレット端末、
テレビ、スマートフォン、カメラ、PC周辺機器）は、いずれか1台のみを補助対象とし、補助額の
上限は10万円という条件で補助対象と認めます

5. 補助対象経費

補助対象経費について③

⑧借料	補助事業のために必要な施設・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑨車両購入費	補助事業のために必要な車両の購入費 ※補助額の上限50万円、申請台数は1者につき1台、他の経費とセットでの申請、 外形的に事業用に使用することが明確 なこと（車体に企業名、屋号等が明示等）という条件で、補助対象と認めます。
⑩サービス 利用費	補助事業のために利用する民間の各種サービス利用に関する経費 例) ・求人サイトの掲載料 ・クラウドサービスの利用料等
⑪運搬費	補助事業のために必要な機材等の運搬に要する経費 例) ・工場の動線変更に伴う工作機器、大型備品等の運搬に係る経費
⑫施設・ 設備処分費	補助事業のために事業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する施設・設備等を廃棄・処分するのに必要な経費等 例) ・既存事業において使用していた施設・設備等の解体・処分費用 ・既存事業において借りていた施設・設備等の返却時の修理・原状回復費用
⑬その他経費	上記①から⑫に該当しない経費であって、補助事業のために必要な経費で、事務局と協議のうえ認められた経費

補助対象経費について（対象外経費）

- 以下の経費は**補助対象となりません**でご注意ください。

補助対象外 経費

- 販売や有償レンタルを目的とした**製品、商品等の生産・調達に係る経費**（販売商品の仕入費用等）
- **補助事業の目的に合致しないもの**
- **必要な経理書類**（見積書・請求書・領収書等）**を用意出来ないもの**
- **事務用品等の消耗品**
- **公租公課**（消費税、地方消費税等）
- **1取引10万円（消費税抜）を超える現金支払**
△ 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。

※その他、補助対象外となる経費は、公募要領（P17～18）を参照

6. 交付申請時の提出書類

交付申請について

- 申請受付締切：**令和8年4月30日（木）**【当日消印有効】
- 以下の必要書類を揃え、**補助金事務局**に書類一式をご郵送ください。
- 申請時点で**賃上げ未実施（賃上げを実施する計画）**でも申請可能です。

交付申請の提出書類

- ① **補助金交付申請書**（第1号様式）
申請書、企業情報を記載いただく様式
- ② **補助事業計画**（第1号様式 別紙1）
事業計画、経費明細、補助金申請額を記載いただく様式
- ③ **経営計画**（第1号様式 別紙2）
商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関とともに策定する様式
- ④ **宣誓・同意書**（第1号様式 別紙3）
- ⑤ **役員等名簿**
- ⑥ **事業実態の分かる書類**
法人：「直近の決算書」又は「法人税申告書」等の写し
個人：「直近の確定申告書」の写し
- ⑦ **見積書、カタログ等**
経費ごとに金額確認できる書類 **※税抜単価が100万円以上の経費は相見積もりが必須です**
- ⑧ **業者選定理由書**
税抜単価が100万円以上で、2者以上からの見積書の提出ができない場合に提出

記載例	
1. 法人・個人区分	法人
2. 申請者情報	
1 企業名又は屋号	石川商店株式会社
2 代表者	役職 代表取締役 氏名 石川 一郎
3 業種	主たる業種 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く) 大分類 M宿泊業・飲食サービス業 中分類 76 飲食店
4 常時使用する従業員数	4 人 個人事業主の場合、本人の親族従業員を除く
5 小規模事業者該当	<input type="radio"/> 該当しない場合、空欄で構いません
【賃上げ対象となる従業員の事項】	
6 従業員の所属する事業所所在地	〒 920-8580 (県)
7 従業員が勤務する事業所名	住所 金沢市鞍月 ● 1 本社
【本件担当者情報】	
※申請内容の確認等で連絡する場合がありますので、必ず当該企業の、休業中であっても必ず連絡可能な、担当者を記載してください。	
12 担当 役職	主任

全てのシートに記載例があります

実績報告について

- 実績報告は、補助事業完了から1か月以内（賃上げ実施前であれば賃金改定後）または、**令和9年2月12日（金）**のいずれか早い日（土日祝日含む）までに以下の必要書類を揃え、**補助金事務局に書類一式をご郵送ください。**

実績報告の提出書類

- | | |
|--|--|
| <p>① 補助金実績報告書（第5号様式）</p> <p>② 補助事業実績（第5号様式 別紙1）
事業の実績と経費の支払実績を記載いただく様式</p> <p>③ 賃上げ実施報告書（第5号様式 別紙2）
賃上げ前と賃上げ後の従業員名・基本給等を記載いただき、賃上げ要件を満たしていることを確認する様式</p> <p>④ 賃上げ後に出力した「事業所別被保険者台帳」
⇒公共職業安定所に請求することで入手できます</p> <p>⑤ 賃上げ前（R6.12支給分またはR7.12支給分）と賃上げ後の「賃金台帳」
※賃上げ対象となる全従業員分の提出が必要ですが、<u>全従業員分がまとまっている総括表の提出でも可</u></p> | <p>⑥ 精算払請求書（7号様式）</p> <p>⑦ 取組事業の成果物見本や写真等</p> <p>⑧ 支出ごとの証拠書類
発注書または契約書、納品書、請求書等、経費ごとに定められる必要書類（募集要領を参照）</p> <p>⑨ 振込口座情報の分かる書類
通帳の写し等</p> <p>○ 旅程明細
※補助対象経費に旅費がない場合は提出不要</p> <p>○ 原材料受払簿
※補助対象経費に原材料の申請がない場合は提出不要</p> |
|--|--|

7. 実績報告時の提出書類

実績報告について

賃上げ率の確認 (賃上げ実施報告書の記載内容)

第5号様式 別紙2
令和 8 年 月 日

所在地
企業名
代表者氏名

賃上げ実施報告書

	賃上げ前 (R7.12またはR6.12)	賃上げ後 (賃金改定後の任意の月)
対象月	R7.12	R8.5
対象従業員数	10人	10人
給料総額	2,552,500円	2,657,500円
一人当たりの平均給料	255,250円	265,750円
賃上げ率		4.10%
賃上げ要件達成or未達	賃上げ要件を満たしています	
備考欄		

賃上げ前、賃上げ後、それぞれのシートに必要事項を入力すると賃上げ実施報告書に自動反映される仕組みになっています

入力の必要があるのは薄黄色のセルのみです

対象月 R7.12			対象従業員数	(単位:円)	
従業員名	雇用保険被保険者番号	対象or除外(自動判定)	10人	基本給(給料)	基本給のみ(対象者)
合計	12人	12人		3,052,500	2,552,500
1 石川 太郎	3849-105482-7	対象		238,000	238,000
2 労働 五郎	7291-884013-3	対象		242,500	242,500
3 北村 奈津美	4520-117904-5	除外		248,000	0
4 岩井 一	8034-662591-9	除外		252,000	0
5 田中 宏	1107-590374-1	対象		254,000	254,000
6 久保 貴	6642-738250-8	対象		255,000	255,000
7 杉原 秀一	5903-402817-4	対象		258,000	258,000
8 野崎 祥二	2486-913025-2	対象		260,000	260,000
9 山口 久男	9710-508639-6	対象		263,000	263,000
10 坂越 雄太	8259-130954-4	対象		266,500	266,500
11 浅井 拓郎	4083-925761-2	対象		270,000	270,000
12 矢田 新次郎	1198-347820-7	対象		245,500	245,500
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					

対象月 R8.5			対象従業員数	(単位:円)	
従業員名	雇用保険被保険者番号	対象or除外(自動判定)	10人	基本給(給料)	基本給のみ(対象者)
合計	11人	11人		2,888,500	2,657,500
1 石川 太郎	3849-105482-7	対象		247,500	247,500
2 労働 五郎	7291-884013-3	対象		253,000	253,000
3 田中 宏	1107-590374-1	対象		264,000	264,000
4 久保 貴	6642-738250-8	対象		266,000	266,000
5 杉原 秀一	5903-402817-4	対象		268,500	268,500
6 野崎 祥二	2486-913025-2	対象		270,000	270,000
7 山口 久男	9710-508639-6	対象		273,500	273,500
8 坂越 雄太	8259-130954-4	対象		278,000	278,000
9 浅井 拓郎	4083-925761-2	対象		281,000	281,000
10 矢田 新次郎	1198-347820-7	対象		256,000	256,000
11 堤 光子	5431-881006-3	除外		231,000	0
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

賃上げ率が4%以上、または、8%以上であることを確認します

8. 本補助金のスケジュール

スケジュール

	R6	R7	R8										R9		
	12月	1月～12月	1月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
賃上げ 対象期間			<p>① R8.1.1～R8.9.30 ⇒ 4%の賃上げ R7.12月が比較月</p> <p>② R7.1.1～R8.9.30 ⇒ 8%の賃上げ R6.12月が比較月</p>												
申請 受付期間			R8.2.20～4.30まで												
事業実施 期間			交付決定後 ～ R9.1.29まで												
実績報告 提出期限			事業終了1カ月後(賃上げ実施前であれば賃上げ実施後) または R9.2.12 のいずれか早い日まで												

※補助金の支払いは、事業期間終了後、精算払（後払い）となります。

ワンストップコールセンターのご案内

- ◎ **ワンストップコールセンター**を開設し、本補助金のご案内に加え、**各種賃上げ支援施策に関するお問い合わせ**に対応します。
- ◎ **補助金の申請サポート**や**経営計画に関する相談**については、**商工会議所・商工会・ISICO**等の**支援機関**や**専門家**と連携し、**対面での相談対応も可能**です。
ご希望の場合はワンストップコールセンター（下記お問い合わせ先）へご連絡ください。

【補助金特設サイト】



石川県賃上げ事業者支援センター

TEL 0120-500-912

（受付時間：平日10時から17時まで）

